

新型コロナウイルスに関する論点と海洋基本計画及び感染症対策施策との関係

コロナに関する海洋政策関連の論点			海洋基本計画との関係		コロナ対策との関係
大分類	中分類	論点	海洋基本計画の施策に関係する切り口（参与会議の議論の切り口など）	海洋基本計画に記載された施策	コロナ対策として実施中の施策 / 補正予算等（令和2年度）
1 感染拡大への対応課題	(1) 海の感染対策	・船舶や港湾における感染対応力の強化と国際基準化。（船内の感染対策、検査体制、医療支援体制、船員の訓練、船舶構造上の感染対応力、検疫システムの高度化、港湾設備、入港前検査、出入国、船舶・物資のトラッキング情報の把握等）	○港湾の業務継続（荷役労働者の感染対策）	1. 海洋の安全保障 (1) 我が国の領海等における国益の確保 カ 海洋由来の自然災害への対応 非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るとともに、港湾事業継続計画（BCP）の改善や広域港湾BCPの策定を推進する。さらに、港湾の堤外地等における高潮対策を推進する。（国交省）	・厚労省補正予算 No.1(検疫所における検疫・検査体制の強化) ・国交省施策 業種ごとの感染症拡大予防ガイドラインの公表 ・国交省施策 クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドライン作成支援 ・国交省施策 船員法及び関係法令に基づき、船舶所有者の講ずべき措置等（感染予防に必要な注意事項に関する教育、船内における疾病発生時の措置等）について周知徹底。
		・船内（特にクルーズ船内）で感染が発生した際の国際的役割分担の整理と、その下での国内体制と対応方法。	○国際的情報システムによる船舶・乗員乗客・物資等のトラッキング情報の把握と感染予測（情報の収集）	4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化 (1) 情報収集体制 海洋調査の効率化・精緻化を図るためのセンサーやAUV等を活用した自動観測技術の開発に引き続き取り組む。また、AIS等による船舶動静情報の収集や、ICT技術を活用した新しい船舶動静の把握手法及びこれらの情報を更に利活用しやすい形で共有することについて検討を進める。 (文科省、国交省)	・外務省補正予算 No.2(観光旅客船における感染拡大の際の国際的な対応の在り方に関する調査・研究) ⇒調査のみ ・国交省施策 クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドライン作成支援
		・離島などの感染対策への船舶の活用、海浜における衛生管理。			・内閣府補正予算 No.7(病院船の活用に関する検討) (内閣府、厚労省、防衛省、国交省が協力して、病院船の活用の可能性について、調査、検討を実施。)
		・島嶼周辺の警戒態勢の維持。	○周辺国からの大量の避難民への備え	1. 海洋の安全保障 (1) 我が国の領海等における国益の確保 ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上 漂着・漂流船の監視・警戒等を適切に実施することも含め、我が国の沿岸や離島の安全を確保するため、治安維持活動等に従事する要員の増員、装備資機材等の整備、海上保安庁・警察等の円滑かつ緊密な情報共有等による連携体制の構築等をより一層着実に推進する。併せて、漂着者を介した感染症のまん延の恐れを踏まえ、検疫の面で適切に対応するとともに、地方公共団体・関係機関等との連携の強化により、関係者による迅速な情報共有体制を確保する。このほか、北朝鮮籍と見られる漂着木造船等の処理が円滑に行われるよう対応する。（警察庁、財務省、厚労省、国交省、環境省）	

		<p>○島嶼周辺の警戒態勢 (コロナ禍に乗じた実行支配の防止) <主な施策のみ></p>	<p>1. 海洋の安全保障 (1) 我が国の領海等における国益の確保 ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上 防衛省・自衛隊については、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき防衛力整備を着実に実施していく。特に、南西諸島を含む島嶼(しょ)部への部隊配備等により、島嶼(しょ)部における防衛態勢・体制の充実・強化を図る。(防衛省)</p>	
	・感染拡大時における政府及び海洋本部の役割や米国CDCのような機能の必要性。		<p>1. 海洋の安全保障 (1) 我が国の領海等における国益の確保 ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上 海上保安庁については、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、着実に海上法執行能力の強化を図っていく。特に、尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進める。(国交省)</p>	
(2)経済活動の維持	・産業活動のBCP、船員の確保、感染拡大に備えた物資の備蓄、サプライチェーンの確保。			<p>・国交省施策 各国における入国制限等の影響から船員を交代できないことを理由に、労使合意に基づき船員の乗船期間が延長された場合、補償休日の付与を延長することができるよう対応。</p> <p>・水産庁補正予算 No.5(入国規制による外国人材の不足等に対応した労働力の確保)</p> <p>・経産省補正予算 No.3(希少金属備蓄対策事業)/No.4(サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金等)</p>
	・水産物の物流と在庫調整の在り方。	○感染拡大に伴う自粛期間中の水産物の物流と在庫調整の在り方	<p>2. 海洋の産業利用の促進 (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進 現在、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。今後は、流通機構の改革が進むよう、品質・衛生管理の強化、情報通信技術の活用、トレーサビリティの取組など、国として、水産物の取引や物流のあり方を総合的に検討する。(農水省)</p>	・水産庁補正予算 No.6(水産物の販売促進、飲食業の需要喚起/特定水産物供給平準化事業)
			<p>2. 海洋の産業利用の促進 (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 エ 流通機構の改革と水産物輸出の促進 我が国水産業の基盤整備における課題に的確に対応する観点から、重点的に取り組むべき4つの課題として、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備、大規模自然災害に備えた対応力強化、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出を掲げ、漁港・漁場・漁村の整備を総合的に推進する。(農水省)</p>	

<p>・インバウンド政策の再構築。</p>	<p>○感染収束後のインバウンド政策の下でのクルーズ振興</p>	<p>2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 イ 海洋の産業利用の拡大 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（議長：内閣総理大臣）において平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」の目標実現に向け、既存ストックを活用し、ハード・ソフト両面の取組により、クルーズ船の受入環境の整備を推進するとともに、官民連携により国際クルーズ拠点の形成を図る。また、みなとオアシスや港湾協力団体を通じて、地域住民の交流や観光の振興による地域の活性化、近年増加する訪日クルーズ旅客の受入れなど多様なニーズに対応し、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進する。(国交省)</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 イ 海洋の産業利用の拡大 「観光立国推進基本計画」（平成29年3月閣議決定）に掲げる「訪日外国人旅行者を2020年に4000万人」の目標実現に向け、クルーズ船受入の更なる拡充による訪日外国人旅行者の増加を図るため、関係者と協力・連携した訪日プロモーションを促進する。(国交省)</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (3) 海上輸送の確保 ア 外航海運 訪日外国人旅行者を2020年に4,000万人とする政府目標の達成に向けて、外航旅客船を利用する外国人旅行者が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境整備等の推進に取り組む。(国交省)</p>	<p>・国交省施策 クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドライン作成支援</p> <p>・国交省補正予算 No.8（インフラ・物流分野等におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた抜本的な生産性の向上（○非接触・リモート型への転換））</p>
<p>・島嶼における観光や水産業の回復支援。</p>	<p>○感染収束後の島嶼観光や水産業のV字回復支援</p>	<p>2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 イ 海洋の産業利用の拡大 離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。(内閣府、経産省、環境省)</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 イ 海洋の産業利用の拡大 海洋に関する魅力ある地域資源を活用した観光地の魅力の向上を図る地域の取組と、それらの観光地を結びつける広域の取組を合わせて支援する。(国交省)</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 イ 水産業の成長産業化 資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗（我が国漁業生産額のおおむね9割に相当）を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。(農水省)</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 カ 漁業・漁村の活性化を支える取組 海洋への理解増進、海洋教育の推進に資する海との触れ合いや新鮮な水産物を食することができるという機会を観光資源として積極的に活用し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、ソフト・ハードの取組を一体的に支援する。(農水省)</p>	<p>・内閣府・国交省補正予算 No.9(特定有人国境離島地域への観光客の来訪促進等)</p> <p>・国交省施策 島嶼における地域の海洋資源を生かした観光コンテンツの開発に対する支援を実施中</p> <p>・内閣府補正予算 No.10（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）</p>

			<p>6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進</p> <p>1) 離島の保全等</p> <p>イ 離島の振興</p> <p>① 離島における産業の振興等</p> <p>定住を促進するための海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の取組、観光の推進等による交流の拡大促進の取組、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。(国交省)</p> <hr/> <p>6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進</p> <p>1) 離島の保全等</p> <p>イ 離島の振興</p> <p>① 離島における産業の振興等</p> <p>離島の漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落を対象に、共同で漁業の再生等に取り組む活動に対して支援する。(農水省)</p> <hr/> <p>6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進</p> <p>(1) 離島の保全等</p> <p>イ 離島の振興</p> <p>② 交通通信の確保</p> <p>離島住民の利便性の確保や地域資源を活用した海洋観光の振興等を図る観点から、離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援する。(国交省)</p>	
(3) 科学技術・新技術開発による感染症対策への貢献	・無人運行船の開発、港湾作業の無人化・自動化の推進。	○無人運行船の開発、港湾作業の無人化・自動化の推進	<p>2. 海洋の産業利用の促進</p> <p>(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化</p> <p>ア 海洋産業の国際競争力の強化</p> <p>① 高付加価値化・生産性向上、及び産業構造の転換等</p> <p>造船の輸出拡大・海運の効率化を図る「i-Shipping」と、海洋開発市場の獲得を目指し、資源の確保にも貢献する「j-Ocean」からなる「海事生産性革命」を強力に推進する。(国交省)</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進</p> <p>(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化</p> <p>ア 海洋産業の国際競争力の強化</p> <p>① 高付加価値化・生産性向上、及び産業構造の転換等</p> <p>「i-Shipping」については、IoT活用船、LNG燃料船等の先進船舶の開発と普及を促進するとともに、船舶の設計や建造にもIoT、自動化技術等を取り入れ、造船業の生産性の向上を図る。また、自動運航船の実現に向けた取組を強力に推進する。(国交省)</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進</p> <p>(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化</p> <p>ア 海洋産業の国際競争力の強化</p> <p>① 高付加価値化・生産性向上、及び産業構造の転換等</p> <p>我が国の熟練技術者が誇る世界一の本船荷役能力を最大限活かしつつ、AI、IoT、自動化技術を組み合わせることで、コンテナターミナル全体の生産性を飛躍的に向上させ、世界最高水準の生産性を有し、労働環境の良い「AIターミナル」の実現を推進する。(国交省)</p>	・国交省補正予算 No.8 (インフラ・物流分野等におけるDX (デジタルトランスフォーメーション) を通じた抜本的な生産性の向上 (○非接触・リモート型への転換))

	<p>・ 深海の遺伝子研究による創薬への貢献。</p>	<p>○深海の遺伝子研究による創薬への貢献</p>	<p>2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 ア 海洋産業の国際競争力の強化 ② 海洋資源開発関連産業の戦略的展開 深海・深海底等の極限環境下における未知の有用な機能、遺伝資源等について研究開発を推進するとともに、イノベーション創出を加速させるため、JAMSTEC等での調査で得られた深海泥等の試料については積極的に民間企業等への提供を推進する。(文科省)</p> <p>5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 イ 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進 ① 基礎研究の推進 独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化し、人類共通の知的フロンティアの開拓、知的資産の創造や重厚な知の蓄積の形成を図る。(文科省)</p>	
	<p>・ 消毒の周辺環境への影響評価。</p>	<p>○栄養塩類等のモニタリング</p>	<p>5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1) 海洋調査の推進 イ 気候変動・海洋環境の把握のための調査等 閉鎖性海域の海洋環境モニタリングとして、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における栄養塩類等の水質調査、底質・底生生物調査等を実施する。また、海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダーによる流況観測等を実施するとともに、国及び地方公共団体が実施した環境調査データを収集・共有する海域環境情報データベースの充実を図る。(国交省、環境省)</p>	
<p>(4)国際協力の推進</p>	<p>・ 国際法整備への指導力の発揮。(S O L A S 条約の改正等)</p>	<p>○国際法整備への指導力の発揮(SOLAS条約の改正等)</p>	<p>8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1) 海洋の秩序形成・発展 国連海洋法条約を中心とした国際ルールを適切に実施するため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画する。(外務省、国交省)</p> <p>8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (2) 海洋に関する国際的連携 海上における安全の確保のため、IMOにおける「海上人命安全条約(SOLAS)」及び関連方針等の国際ルールの見直しに積極的に参画する。(国交省)</p>	
	<p>・ 海洋分野における感染症対策に関する国際協力。(海洋国家としてのリーダーシップ、開発途上国支援、同盟国等への支援及び連携、人材育成)</p>	<p>○海洋分野における感染症対策に関する国際協力(海洋国家としてのリーダーシップ、開発途上国支援、同盟国等への支援及び連携、人材育成)</p>	<p>1. 海洋の安全保障 (3) 国際的な海洋秩序の強化 ウ 政府間の国際連携の強化 法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化し、海上保安機関間においては、地域の枠組を超えた「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組を活用し、基本的な価値観の共有を推進していく。また、拡散に対する安全保障構想(PSI)を始めとする大量破壊兵器等の拡散防止に係る国際協力に積極的に参画する。(警察庁、外務省、財務省、国交省、防衛省)</p>	

		<p>・ 国際的情報システムの構築</p>	<p>○国際的情報システムによる船舶・乗員乗客・物資等のトラッキング情報の把握と感染予測（再掲 国際連携・国際協力）</p>	<p>8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1) 海洋の秩序形成・発展 国連海洋法条約を中心とした国際ルールを適切に実施するため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画する。（外務省、国交省）</p> <hr/> <p>4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化 (1) 情報収集体制 海洋調査の効率化・精緻化を図るためのセンサーやAUV等を活用した自動観測技術の開発に引き続き取り組む。また、AIS等による船舶動静情報の収集や、ICT技術を活用した新しい船舶動静の把握手法及びこれらの情報を更に利活用しやすい形で共有することについて検討を進める。（文科省、国交省）</p> <hr/> <p>4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化 (3) 国際連携・国際協力 二国間及び多国間での取組を効果的に組み合わせ、MDAに関する国際連携・国際協力を強化し、これらの取組を通じて得た海洋情報を多様な海洋政策の実施に適切に活用する。（内閣府、外務省、国交省）</p> <hr/> <p>4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化 (3) 国際連携・国際協力 諸外国、国際機関等が保有する海洋情報について、各種ルートを通じて情報収集を図る。（内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省）</p> <hr/> <p>4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化 (3) 国際連携・国際協力 我が国自身の努力に加え、MDAに関する同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じ、MDA体制を強化していく。（内閣府、外務省、国交省、防衛省）</p>	
--	--	-----------------------	--	---	--

大分類	中分類	論点	海洋基本計画の施策に 関係する切り口（参与 会議の議論の切り口な ど）	海洋基本計画に記載された施策	コロナ対策として実施中の施策 / 補正予算等（令和2年度）
2 ・ 感 染 拡 大 が 引 き 起 こ す 政 治 経 済 社 会 の 変 動 が も た ら ず 課 題	(1) 世界経済 の変容に対応 した海洋産業 の振興	・海事クラスター（海運、造船、倉庫等）の強化。ITを活用した自動化・コスト削減による産業の再配置・自国回帰。エネルギー、食糧（水産物）、工業製品等の自給率向上。洋上風力発電、エコシップ等の推進。	○海事クラスター（海運、造船、倉庫等）の強化（含：造船能力の再建） ○ITで自動化・コスト削減を行い産業の再配置・自国回帰を目指す	<p>2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 ア 海洋産業の国際競争力の強化 ① 高付加価値化・生産性向上、及び産業構造の転換等 施策番号86～97（国交省、外務省）</p> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (3) 海上輸送の確保 ア 外航海運 日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進）を図るとともに、最近の国際海運市場における一層の競争激化及び諸外国の外航海運政策も踏まえ、これまで以上に国際的な競争条件の均衡化等の取組を進める。また、この前提となる自由で公平な競争環境を確保するため、二国間対話等の場を通じて、諸外国の競争を阻害する規制政策の是正等を推進する。（国交省）</p> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (3) 海上輸送の確保 イ 内航海運 施策番号120～122（国交省）</p> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (3) 海上輸送の確保 ウ 海上輸送拠点の整備 施策番号123, 125～128（国交省）</p>	<p>・経産省補正予算 No.3(希少金属備蓄対策事業)/No.4(サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金等)</p> <p>・国交省補正予算 No.8インフラ・物流分野等におけるDXを通じた抜本的な生産性の向上（○非接触・リモート型への転換）</p>
			○エネルギー、食糧（水産物）、工業製品等の自給率向上	<p>2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進 ア メタンハイドレート 施策番号63～施策番号67（経産省）</p> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進 イ 石油・天然ガス 日本周辺の海域における探鉱活動を推進するため、平成31年度からも引き続き、三次元物理探査船を使用した国主導での探査（おおむね5万km²/10年）を機動的に実施する。併せて、民間企業による探査にも同船を積極的に活用するなど、より効率的・効果的な探査を実現し市場での競争力を高めるため、世界水準の機器・技術の導入も含めた体制構築を進める。また、有望な構造への試掘機会を増やすための検討を行う。（経産省）</p> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進 ウ 海洋鉱物資源 施策番号69～施策番号77（内閣府、経産省、文科省、国交省）</p>	

			<p>2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進 エ 海洋由来の再生可能エネルギー 施策番号78～施策番号85（内閣府、農水省、経産省、国交省、環境省）</p>	
			<p>2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 ア 海洋産業の国際競争力の強化 ② 海洋資源開発関連産業の戦略的展開 施策番号98～施策番号105（内閣府、経産省、国交省、文科省）</p>	
			<p>5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 ア 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進 施策番号239～施策番号242（内閣府、総務省、文科省、経産省、国交省、環境省）</p>	
		○洋上風力発電、エコシップ等の推進	<p>2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進 施策番号78～施策番号85（内閣府、農水省、経産省、国交省、環境省）</p>	
(2) 国際政治・安全保障環境の変化への対応	・近隣諸国との国際関係調整。友好国との戦略的サプライチェーン構築。再生可能エネルギー、自動化船の開発などでの先進国との国際協力の推進。	○友好国との戦略的サプライチェーンの再編と国際協力（経済的安全保障）	<p>2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 ア 海洋産業の国際競争力の強化 ① 高付加価値化・生産性向上、及び産業構造の転換等 我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備を行うとともに、川上（計画策定段階）から川中（整備段階）、川下（管理・運営段階）に至るまで、我が国の経験、技術、ノウハウを活かし、官民連携による質の高い港湾インフラシステムの海外展開を推進する。特に、港湾の運営については、シーレーンの安全確保の観点からも重要であるため、我が国の港湾運営企業によるノウハウを活かした運営参画が進むよう、案件発掘体制の強化等の取組を行う。（国交省）</p>	・国交省施策 我が国企業による海外港湾プロジェクトへの参画を支援するとともに、トップセールスの実施や、海外港湾物流プロジェクト協議会を通じた民間企業との情報共有及び意見交換などを通じて、我が国の質の高い港湾インフラシステムの海外展開を推進している。
	・レアアースやエネルギーなど自給率の向上や備蓄の強化、海底鉱物資源や海洋再生可能エネルギーの開発の推進。	○レアアース、海底鉱物資源、エネルギーなどの自給率の向上・備蓄の強化、海底鉱物資源の開発の推進	<p>2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進 ア メタンハイドレート 施策番号63～施策番号67（経産省）</p>	・経産省補正予算 No.3(希少金属備蓄対策事業)/No.4(サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金等)
			<p>2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進 イ 石油・天然ガス 日本周辺の海域における探鉱活動を推進するため、平成31年度からも引き続き、三次元物理探査船を使用した国主導での探査（おおむね5万km²/10年）を機動的に実施する。併せて、民間企業による探査にも同船を積極的に活用するなど、より効率的・効果的な探査を実現し市場での競争力を高めるため、世界水準の機器・技術の導入も含めた体制構築を進める。また、有望な構造への試掘機会を増やすための検討を行う。（経産省）</p>	
			<p>2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進 ウ 海洋鉱物資源 施策番号69～施策番号77（内閣府、経産省、文科省、国交省）</p>	

			<p>2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進 エ 海洋由来の再生可能エネルギー 施策番号78～施策番号85（内閣府、農水省、経産省、国土交通省、環境省）</p> <p>2. 海洋の産業利用の促進 (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 ア 海洋産業の国際競争力の強化 ② 海洋資源開発関連産業の戦略的展開 施策番号98～施策番号105（内閣府、経産省、国交省、文部科学省）</p> <p>5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 ア 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進 ② 海洋エネルギー・鉱物資源の開発に関する研究開発 施策番号239～施策番号242（内閣府、総務省、文科省、経産省、国交省、環境省）</p>	
	<p>・ 防衛用艦艇の無人化・UUVの大型化。</p>	<p>○防衛用艦艇の無人化（USV及びUUV）の加速、大型UUVの開発</p>	<p>1. 海洋の安全保障 (1) 我が国の領海等における国益の確保 エ 情報収集・分析・共有体制の構築 海洋監視体制の充実を図るため、衛星による情報収集の取組や省人化・無人化を考慮した装備品等の研究や導入を推進していく。（内閣官房、国交省、防衛省）</p>	
<p>(3) 持続可能な開発の継続的推進</p>	<p>・ ポストコロナにおけるSDGsの推進に向けた技術開発、国際協力、人材育成。</p>	<p>○ポストコロナにおけるSDGsの推進に向けた技術開発、国際協力、人材育成</p>	<p>3. 海洋環境の維持・保全 (1) 海洋環境の保全等 ア 生物多様性の確保等の推進 SDGs、生物多様性条約（CBD）等の国際約束、国連持続可能な開発会議（RIO+20）成果文書等を適切に実施するため、「生物多様性国家戦略2012-2020」等に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を実施する。（外務省、環境省）</p> <p>3. 海洋環境の維持・保全 (1) 海洋環境の保全等 ウ 海洋ごみへの対応 海洋ごみ（漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ）について、良好な景観や環境の保全等を図るため、実態等が未解明で実質的な回収が困難なマイクロプラスチックへの対応も含め、その削減に向け、多様な主体の参画や連携の下、実態把握、回収処理や発生抑制対策、国際連携を総合的に推進していく。（外務省、文科省、農水省、国交省、環境省）</p> <p>8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (2) 海洋に関する国際的連携 北極域における気候変動対策に貢献すべく、関係省庁が緊密に連携をし、パリ協定やSDGsの適切な国内実施に取り組む。（環境省）</p>	

		<p>8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進</p> <p>(3) 海洋に関する国際協力</p> <p>ア 海洋調査・海洋科学技術</p> <p>近年、世界的に関心が高まっている北極海や、太平洋・インド洋系の海洋と大気の変動が環境に及ぼす影響評価を視野に入れた海洋観測研究を推進するため、科学技術協力協定等に基づく二国間協力を含め、国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進する。(外務省、文科省、環境省)</p>	
<p>・気候変動対策としての脱炭素推進、洋上風力発電等。</p>	<p>○気候変動対策としての脱炭素推進、洋上風力発電等</p>	<p>2. 海洋の産業利用の促進</p> <p>エ 海洋由来の再生可能エネルギー</p> <p>施策番号78～施策番号85 (内閣府、農水省、経産省、国交省、環境省)</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進</p> <p>(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化</p> <p>イ 海洋の産業利用の拡大</p> <p>二酸化炭素の回収・貯留 (CCS) については海洋環境の保全・管理を前提としつつ、事業者が円滑に事業を実施できる制度の下、技術の確立及びコストの低減に向けた分離、輸送、貯留及びモニタリング等の技術開発及び実証を着実に進める。(経産省、環境省(※))</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進</p> <p>(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化</p> <p>イ 海洋の産業利用の拡大</p> <p>CCSの技術開発・実証と並行して、関係省庁は貯留適地の確保に努める。(経産省、環境省(※))</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進</p> <p>(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化</p> <p>イ 海洋の産業利用の拡大</p> <p>CCSのコスト、環境保全、安全等様々な面での社会的受容性を獲得するため、関係省庁・事業者等は社会的認知向上に取り組む。(経産省、環境省(※))</p> <hr/> <p>2. 海洋の産業利用の促進</p> <p>(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化</p> <p>イ 海洋の産業利用の拡大</p> <p>沿岸海底下におけるCCSは世界に先駆けた取組であることに鑑み、海外市場の獲得も視野に入れながら国際展開に取り組む。</p> <hr/> <p>3. 海洋環境の維持・保全</p> <p>(1) 海洋環境の保全等</p> <p>イ 気候変動・海洋酸性化への対応</p> <p>脆弱な生態系が海水温上昇、海洋酸性化等により深刻な状況にあることを踏まえ、パリ協定の目標達成に向けた気候変動の緩和の取組を実施する。</p>	

3. 海洋環境の維持・保全

(1) 海洋環境の保全等

イ 気候変動・海洋酸性化への対応

温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、我が国が主導する船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルールの策定、船舶の省エネ技術の実証やIoTの活用による運航の効率化、港湾における省エネ化の推進、二酸化炭素吸収源拡大対策等を通じた「カーボンフリーポート」の実現、LNG燃料船の普及やLNGバンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。
(国交省)

3. 海洋環境の維持・保全

(1) 海洋環境の保全等

カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和

洋上風力発電について、導入と環境の保全との両立の観点から、ゾーニング（保全するエリア、再生可能エネルギーの導入を推進するエリア等の設定を行う取組）手法検討モデル事業を進めているところであり、その取りまとめ結果を踏まえた今後の導入促進のあり方を関係省庁と連携しつつ検討する。（環境省）

3. 海洋環境の維持・保全

(1) 海洋環境の保全等

カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和

CCSについて、事業者が実施する環境影響評価や監視の結果の妥当性を適正に判断するため、日本近海における生態系並びに海水及び底質の科学的特性の調査を実施するとともに、適切な事業実施に向けた監視技術の適用方策について検討する。（環境省※）

※苫小牧にて施策中のCCS事業において、十分に関係各所（地元自治体・漁協関係先）との調整を含めよく検討のうえ、監視計画から逸脱しない範囲内で新型コロナウイルス感染対策をおこないつつ時期を調整・変更にて対応。（環境省）

コロナ対策として実施中の補正予算（令和2年度）

補正予算 No.1	<p>■検疫所における検疫・検査体制の強化</p> <p>概要：新型コロナウイルス感染症の流行地域の拡大に伴い、検疫による水際対策を適切に実施するため、検疫官の応援体制の確保をするとともに、PCR機器の配備等を行い、検疫及び検査体制の強化を行う。</p> <p>（厚生労働省：令和2年度 補正予算 P32御参照 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000621170.pdf）</p> <p>■検疫における水際対策の着実な実施</p> <p>概要：新型コロナウイルス感染症の流行地域の拡大に伴い、検疫による水際対策を着実に実施するため、PCR検査結果待機者の待機施設を確保する</p> <p>（厚生労働省：令和2年度 第2次補正予算 P6御参照 https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei04.pdf）</p>
補正予算 No.2	<p>■観光旅客船における感染拡大の際の国際的な対応の在り方に関する調査・研究</p> <p>概要：観光旅客船内で感染症が拡大した際の国際的な対応の在り方に関する調査・研究を実施。</p> <p>（外務省：令和2年度 補正予算）</p>
補正予算 No.3	<p>■希少金属備蓄対策事業</p> <p>概要：新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大する中で、特定国への依存度が高く、代替が困難なレアメタルは、当該特定国における供給障害の発生により、我が国への供給が途絶え、産業活動に支障が生じるおそれがあります。世界的な感染症の拡大によるヒト・モノの移動制限等が長期化した場合に備え、供給途絶リスクの高い鉱種について、国家備蓄の増強を行います。</p> <p>（経済産業省：令和2年度 補正予算 P26御参照 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_pr.pdf）</p>
補正予算 No.4	<p>■サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金</p> <p>概要：新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内の生産拠点の確保等を進めます。具体的には、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする場合に、その設備導入等を支援します。</p> <p>■海外サプライチェーン多元化等支援事業</p> <p>概要：日本・ASEANの強靱なサプライチェーンを構築するため、ASEAN等において、製造拠点の多元化等を行うことを目的とした設備導入・実証試験・FS調査等を支援します。</p> <p>■サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証</p> <p>概要：本事業では、（1）部素材の代替・使用量低減を進めることによる調達リスクの緩和、（2）サプライチェーン間でのデータ連携の促進等を通じたその迅速・柔軟な組換えと寸断リスクの緩和に資する技術開発・実証を行います。</p> <p>（経済産業省：令和2年度 補正予算 P24、P25、P27御参照 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_pr.pdf）</p>
補正予算 No.5	<p>■入国規制による外国人材の不足等に対応した労働力の確保</p> <p>概要：漁業や水産加工業における作業経験者等の人材を確保するための取組や遠洋漁船において現在雇用されている外国人船員の継続雇用等を支援。</p> <p>（水産庁：令和2年度 補正予算）</p>

補正予算 No.6	<p>■水産物の販売促進 概要：インバウンド需要・外食需要の減少や輸出の停滞等により、在庫が増加して滞留する等の影響が生じている水産物について、販売促進の取組を幅広く支援</p> <p>■需要停滞で過剰供給分の買取・冷凍保管を支援 概要：新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける魚種の過剰供給分を漁業団体等が買取・保管する際の買取資金、保管料等を支援</p> <p>■漁業者の資金繰り対策の強化 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者に対し、運転資金等の実質無利子化、無担保化及び保証料助成措置の金融支援を集中的に実施します。</p> <p>■休漁中の漁業者対策 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、魚価の低下などにより休漁を余儀なくされている漁業者が行う漁場の保全活動や水産資源調査を支援 (水産庁：令和2年度 補正予算 P1、P3、P5、P7 https://www.ifa.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/index-23.pdf)</p> <p>■漁業者の経営継続のための支援措置（経営継続補助金） (水産庁：令和2年度 補正予算 P4 https://www.ifa.maff.go.jp/j/attach/pdf/coronavirus-5.pdf)</p>
補正予算 No.7	<p>■病院船の活用に関する検討 概要：新たな感染症への対応や災害時の傷病者への対応についての医療提供体制の強化を図るため、陸上の医療機関と連携した海上における医療提供に関して、病院船の活用の可能性、病院船に必要な機能、平時や危機対応時における運用オペレーション等について、関係省庁（厚労省、防衛省、国交省）と協力して、調査、検討を行う。 (内閣府：令和2年度 補正予算)</p>
補正予算 No.8	<p>■インフラ・物流分野等におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた抜本的な生産性の向上（〇非接触・リモート型への転換） 概要：港湾へのライブカメラの設置による検疫時等の情報収集能力の向上。 (国土交通省：令和2年度 補正予算 P2御参照 https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001339698.pdf)</p>
補正予算 No.9	<p>■特定有人国境離島地域への観光客の来訪促進等 概要：新型コロナウイルスの感染拡大により特定有人国境離島地域の観光産業を中心に甚大な影響が生じていることを踏まえ、関係地方公共団体が行う宿泊及び体験を伴う旅行商品等の造成や販売促進のための取組等について、必要な経費の支援等を行う。 (内閣府：令和2年度 補正予算 P5御参照)</p>
補正予算 No.10	<p>■新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 概要：新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設する。 (内閣府：令和2年度 補正予算)</p>